

受領 令和3年11月25日 10時20分

通告番号(2)1/2

令和3年11月25日

読谷村議会  
議長 伊波 篤 殿

読谷村議会議員  
長 濱 宗 則 印

## 一般質問通告書

第513回読谷村議会定例会において次の事項の質問をしたいので、会議規則第61条第2項の規定により通告いたします。

質 問 要 旨	答弁を求める者
<p>1 読谷村の人口推移について</p> <p>我が国では、少子高齢化が急速に進展した結果、2008年をピークに総人口が減少に転じており、人口減少時代を迎えている。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、2050年には日本の総人口は1億人を下回ると予想されている。人口構成も変化し、1997年には65歳以上の高齢人口が14歳未満の若年人口の割合を上回り、2017年には3,515万人、全人口に占める割合は27.7%と増加している。他方15歳から65歳の生産年齢人口は2017年の7,596万人（総人口に占める割合は60%）が2040年には5,978万人（53.9%）と減少すると推計されている。</p> <p>(1) 読谷村の2040年人口構成予想は。</p> <p>(2) 人口減少によって生じる課題は何か。</p> <p>(3) 人口減少への読谷村の対策は。</p> <p>(4) 新聞報道によりますと村が将来的な人口減少を見据えて策定を進めている「第2期ゆたさむら推進計画」を題材にワーケーションがもたれ、素晴らしい意見が交わされたようでしたが、内容は如何でしたか。</p>	
<p>2 公共施設における温水洗浄便座の設置について</p> <p>日本では温水洗浄便座を装備したトイレが増加しており、2017年度には一般家庭への普及率は80%に達している。読谷村の公共施設への温水洗浄便座の設置の状況を問う。</p>	

質 問 要 旨	答弁を求める者
<p>(1) 村内の小中学校の設置状況は。</p> <p>(2) 本庁ほか公共施設(公民館、指定管理施設)の設置状況は。</p> <p>(3) 温水洗浄便座のメリット・デメリットは。</p> <p>(4) 普及しない理由。</p>	
<p>3 公営住宅へ入居する際に保証人を不要とすることについて</p> <p>先の9月定例会において、条例改正等を求める陳情が建設経済常任委員会において全会一致で採択され、本会議でも全会一致で採択されました。</p> <p>(1) 県内市町村も条例改正に取り組んでおります。読谷村の考え方を伺う。</p> <p>(2) 社会福祉協議会等との協議は持たれましたか。</p> <p>(3) 読谷村としての課題は。</p>	
<p>4 読谷村の社会教育団体の現状から</p> <p>読谷村の村づくりの根幹を築いてきた社会教育団体が危機的状況にあります。各自治会も苦慮しており、早急な対策を講じなければ行政運営にも支障きたしかねない緊急な課題です。</p> <p>(1) 各団体の現状を伺う。</p> <p>(2) 各団体の活動の停滞の要因はどう捉えておりますか。</p> <p>(3) 今後の具体的対策は有りますか。</p>	
<p>5 大木地区の一方通行から</p> <p>(1) 大木～古堅線から大木公民館に向かう一方通行を逆走する車両が増え危険である。一方通行の進入禁止の標識は設置されているが、ドライバーの目線から高い位置にあり見づらい。標識の取り付け場所を変更できないか。</p> <p>(2) 古堅小学校児童の通学路であり注意喚起の看板の設置をすべきではないか。</p>	